国 官 技 第 ７ ３ 号
国 総 公 第 ４ ７ 号
平成２５年7月２４日

各地方整備局 企 画 部 技術管理課長 殿
施工企画課長 殿
北海道開発局 事業振興部 技術管理課 課長補佐 殿
機　械　課 機械施工管理官 殿

大臣官房 技術調査課 建設システム管理企画室長
総合政策局 公共事業企画調整課 施工安全企画室長

ＴＳを用いた出来形管理に必要なソフトウェアに関する
施工管理データ交換標準の対応について

「情報化施工推進戦略」（平成25年3月）、「情報化施工技術の使用原則化」（平成25 年3月15日付国官技第291号、国総公第133号）及び「情報化施工技術の一般化・実用化の推進について」（平成25年5月14日付国官技第23号、国総公第18号）に基づき、情報化施工の普及推進に取り組んでいるところである。また、「情報化施工技術を活用した施工管理及び監督・検査について」（平成24年3月29日付国官技第347号、国総公第85号）に基づき、「ＴＳを用いた出来形管理要領（土工編）」（平成24年3月）及び「ＴＳを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」（平成24年3月）等により情報化施工技術を活用した施工管理及び監督・検査を実施しているところである。

上記の円滑な運用のために、「ＴＳを用いた出来形管理要領（土工編）」（平成24年3月）及び「ＴＳを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」（平成24年3月）について、下記のとおり取り扱う。

記

１．平成２５年度中に契約した工事の施工管理データ交換標準の取扱い

「ＴＳを用いた出来形管理要領」においては、施工管理データ（XML ファイル）を電子成果品として納品すること（土工編は1-4-2 電子成果品の作成規定、舗装工事編は6-2 電子成果品の作成規定）及び別途定める性能を有するソフトウェアを利用すること（土工編は1-1-5 施工計画書、舗装工事編は1-5 施工計画書）が定められている。

それらは、「ＴＳによる出来形管理に用いる施工管理データ交換標準(案) Ver.4.1」、「出来形管理用トータルステーション機能要求仕様書（施工管理データ交換標準 Ver.4.1対応）」及び「ＴＳによる出来形管理に用いる施工管理データ作成・帳票作成ソフトウェアの機能要求仕様書（施工管理データ交換標準 Ver.4.1 対応）」で仕様が定められ、国土技術政策総合研究所より平成 25 年 3 月 29 日付け事務連絡「ＴＳを用いた出来形管理に必要なソフトウェアに関する施工管理データ交換標準及び機能要求仕様書の策定について」により通知されたところである。

ただし、平成25 年度中に契約した工事については、「ＴＳによる出来形管理に用いる施工管理データ交換標準(案)（Ver.4.0）」、「出来形管理用トータルステーション機能要求仕様書（施工管理データ交換標準Ver.4.0対応）」及び「ＴＳによる出来形管理に用いる施工管理データ作成・帳票作成ソフトウェアの機能要求仕様書（施工管理データ交換標準 Ver.4.0対応）」を適用しても良いものとする。

２．留意事項

日本測地系2011を適用する施工現場（発注図書や監督職員から指示される基準点が日本測地系2011へ移行した施工現場）の施工管理データを「ＴＳによる出来形管理に用いる施工管理データ交換標準(案) Ver.4.0」に準拠した形式で納品する際は、受注者は監督職員に報告しなければならない。